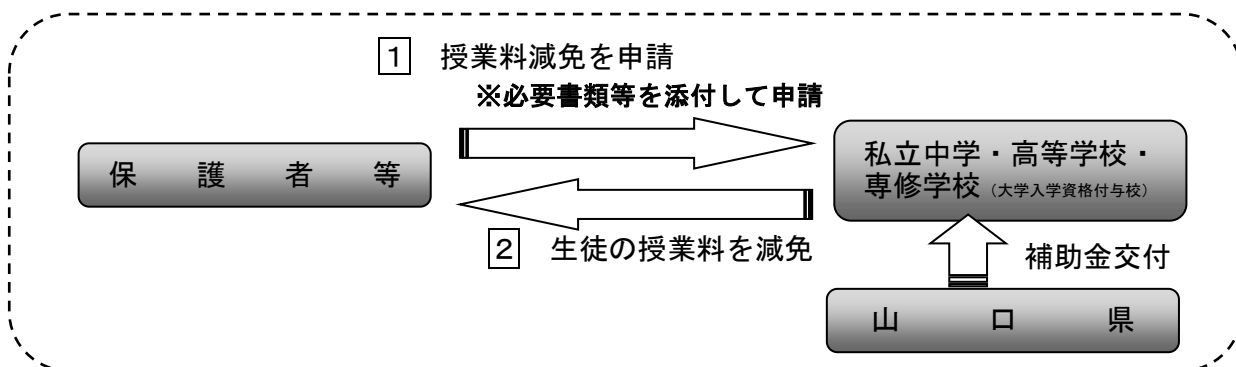


# 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて

## 家計が急変した方への授業料減免制度の活用について

### 補助金の概要

この制度は、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した県内の私立中学・高等学校・専修学校（大学入学資格付与校）に在籍する生徒の授業料負担を軽減するため、各学校が授業料の減免を行う場合に、県がその学校に補助金を交付するものです。



### 新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合

**減免対象者** 私立中学生、私立高校生、私立専修学校生（大学入学資格付与校）

**申込期限** ①令和2年7月31日 ②令和2年9月30日  
※上記申込期限までに申し込みをされた場合、家計急変の発生した日の属する月の翌月から減免  
(家計急変の発生した日が月の初日の場合、その日の属する月から減免)

**申込先** 各私立中学校、私立高等学校、私立専修学校

### ■減免対象の要件・減免額（授業料）

| 減免対象の要件  | 減免額（授業料）※上限額   |
|--|--|
| 保護者等が新型コロナウイルス感染症に係る影響により、①、②のいずれかに該当するもの        | 中学生<br>月額12,000円   |
| ①事業場の倒産、閉鎖、人員整理等による失業により、家計が急変したと認められるもの。        | 高校生・専修学校生<br>高等学校就学支援金の受給状況<br>①加算なし 月額23,100円<br>②受給なし 月額33,000円    |
| ②収入が減少し、家計が急変したと認められるもの。                         | 高校生（専攻科）<br>高等学校等専攻科修学支援金の受給状況<br>①加算なし 月額17,800円<br>②受給なし 月額35,600円 |
| （家計急変後の収入が生活保護若しくは市県民税非課税世帯と同程度となっている場合を対象とします。） |  |

申し込みに必要な書類については、裏面をご覧ください

■ 申込に必要な書類等について

【①失業の場合】

| 申込に必要な書類  | 書類の発行場所  |
|---|--|
| <p>1 申請書</p> <p>2 失業が新型コロナウイルス感染症に係る影響であることを確認できる書類<br/>                     (新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象とする公的支援の証明書(コピー))<br/>                     ※公的支援の証明書については、別紙を参照。<br/>                     ※公的支援を受けられていない場合は、各学校の聴取で対応。</p> <p>3 失業が確認できる書類(コピー)<br/>                     (離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、民生委員の証明等)</p> | <p>1 各学校</p> <p>2 各実施機関</p> <p>3 勤務先<br/>                     公共職業安定所等</p> |

【②収入減の場合】

| 申込に必要な書類  | 書類の発行場所  |
|---|--|
| <p>1 申請書</p> <p>2 減収が新型コロナウイルス感染症に係る影響であることを確認できる書類<br/>                     (新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象とする公的支援の証明書(コピー))<br/>                     ※公的支援の証明書については、別紙を参照。<br/>                     ※公的支援を受けられていない場合は、各学校の聴取で対応。</p> <p>3 家計の急変前後の所得が確認できる書類(コピー)<br/>                     (給与明細書、給与支払い見込書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等)</p> <p>4 保護者の扶養親族の年齢・人数を確認できる書類(コピー)<br/>                     (扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等)</p> | <p>1 各学校</p> <p>2 各実施機関</p> <p>3 勤務先等</p> <p>4 市役所・町役場</p> |

## ■新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象とする 公的支援について

| 制度                             | 主な実施機関               |
|--------------------------------|----------------------|
| 新型コロナウイルス感染症特別貸付               | 日本政策金融公庫             |
| 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資） |                      |
| 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付           |                      |
| 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）        |                      |
| 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付    |                      |
| 危機対応融資                         | 商工組合中央金庫<br>日本政策投資銀行 |
| セーフティネット保障4号、5号                | 信用保証協会               |
| 危機関連保証                         |                      |
| 小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付             | (独)中小企業基盤整備機構        |
| 小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）        | 都道府県労働局              |
| 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）             | 社会福祉協議会              |
| 厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予             | 厚生労働省<br>日本年金機構      |
| 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予 | 地方公共団体               |
| 国税・地方税の納付猶予                    | 国税庁<br>地方公共団体        |

※その他、以下（1）～（3）の条件を全て満たすもの

- （1）国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれに類するもの）が実施しているもの。
- （2）新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- （3）当該公的支援を必要としている者の収入等の減少を要件としており、審査を行った上で支援の対象として認めているもの

## ■公的証明書について

上記制度等による貸付や支援金等の支給、税の納付猶予等を受けていることが証明できる書類（例：借用書、支給決定通知書、納税の猶予許可通知書など）。